

国立大学法人評価制度について

国立大学法人法の成立により平成16年4月1日から国立大学及び大学共同利用機関は法人化され、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）となった。同時に国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法の適用により、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会の評価を受けることとする制度が導入された。

○ 目的

- ・ 評価により、大学の継続的な質的向上を促進すること
- ・ 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと
- ・ 評価結果を、次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させること
- ・ 評価結果を、次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させること

（『新しい「国立大学法人」像について』国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告より）

○ 制度の概要

- ・ 国立大学法人等の中期目標期間（6年間）における中期目標の達成状況を評価
- ・ 国立大学法人評価委員会（文部科学省）は、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対して要請した教育研究の状況についての評価結果を尊重し、中期目標期間における業務全体について総合的な評価を実施

大学評価・学位授与機構が実施する大学評価について

- 国立大学法人評価（国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価）
- 認証評価（大学の質の保証等に関わる評価）
 - ◇ 機関別第三者評価（国公立大学、高等専門学校）
 - ◇ 専門分野別第三者評価（法科大学院など専門職大学院）

国立大学法人評価とは、

- ・ 国立大学法人評価は、教育研究活動の中期目標等に対する業績評価の性格を持つ。
- ・ 評価を通じて大学の個性の伸長や教育研究の質的充実に資する。公共的な機関としての大学の社会に対する説明責任を果たす。
- ・ 大学評価・学位授与機構は、国立大学法人評価委員会の要請を受けて、国立大学の教育研究について評価を行う。

大学機関別認証評価とは、

- ・ 認証評価機関が、自ら定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する。
- ・ 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

〔参 考〕

＜大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕（抜粋）＞
（平成15年8月15日 大学評価学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議）

- ・ 認証評価と国立大学法人評価とは、基礎となる法律（学校教育法と国立大学法人法）が異なり、それぞれ個別のものである。
- ・ これまでに蓄積された評価のノウハウ等を生かしつつ、試行段階における評価の基本的な考え方等については、今後の評価に反映させていくことを基本とすべきである。
- ・ 国立大学法人においては、中期目標・中期計画の達成状況の評価に併せ、同時に機構の機関別認証評価を受けることを希望する場合があることが考えられることから、そのような大学の負担を軽減するために、両者の評価において手続きや評価項目など共通化できる部分は共通化するなどの工夫を行うことが必要である。

機構の行う国立大学法人評価（中期目標達成状況評価）と 認証評価（機関別評価）との相違点について

	国立大学法人評価（中期目標達成状況評価）	認証評価（機関別評価）
根 拠 規 定	（国立大学法人評価委員会の評価は、）<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請</u>し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。【国立大学法人法第35条】 <u>機構は、国立大学法人評価委員会から評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い</u>、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。【機構法第16条第2項】	大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、<u>文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）</u>を受けるものとする。【学校教育法第69条の3第2項】 大学等の教育研究水準の向上に資するため、<u>大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い</u>、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。【機構法第16条第1項第1号の機構の業務規定】
評価の目的 評価結果の利用	「国立大学法人に対する評価制度は、大学運営の自主性・自立性や教育研究の専門性を尊重しつつ、評価により、<u>大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たす</u>ことを目的とする。」 「評価結果は、<u>次期以降の中期目標・中期計画の内容や中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させる。</u>」【検討会議報告】	「<u>大学の教育研究水準の向上に資する</u>」【学校教育法第69条の3第1項】 「大学の教育研究活動等の状況について、国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、<u>自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す</u>」【中教審答申】
評価対象機関	国立大学法人，大学共同利用機関法人	国・公・私立大学（短期大学を含む），高等専門学校
評価の範囲	「 <u>教育研究の状況</u> 」についての評価」（管理運営については対象外）	「 <u>大学の教育研究等（教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備）の総合的な状況</u> について、評価（認証評価）を実施」【学校教育法第69条の3第2項】
評価の仕方	「 <u>各法人ごとに定める中期目標・中期計画（うち教育研究面）の達成度及び分野別の研究業績等の水準について評価を実施</u> 」【検討会議報告】	「大学からの求めにより、 <u>大学評価基準（認証評価機関が定める基準）に従って実施</u> 」【学校教育法第69条の3第4項】
評価の周期	中期目標期間 <u>6年</u>	<u>7年以内毎</u> に評価を受ける【学校教育法施行令第40条】

※ 検討会議報告 ＝ 『新しい「国立大学法人」像について』国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告（平成14年3月）

中教審答申 ＝ 『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』（平成14年8月）

機構法 ＝ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法